

(報道資料)

平成26年9月5日

NHK広報局

今日の最高裁判決について

放送受信料の消滅時効が争点となった訴訟で、最高裁判所は、今日、NHKの主張を退け、消滅時効は5年であるとの司法判断が確定しました。

【NHKコメント】

判決を真摯に受け止め、以後、今回の判断を踏まえて対応します。

NHKとしては、引き続き公平負担の徹底につとめてまいります。

【今回の訴訟の経緯】

- ・この裁判は、平成24年7月にNHKが横浜簡裁に申し立てた支払督促の異議訴訟で、その後横浜地裁に移送され、審理が行われました。
- ・平成25年2月22日の一審判決は、受信料の消滅時効を5年と判断し、それを超える部分の請求を認めないものだったため、控訴し、東京高裁で審理が行われました。
- ・平成25年6月20日の二審判決は、再び、受信料の消滅時効を5年と判断したため、上告し、司法の最終判断を求めました。
- ・平成26年9月5日(本日)、最高裁はNHKの主張を退け、司法判断が確定しました。

【消滅時効に関するNHKの対応】

- ・NHKでは、公平負担の観点から、お支払が滞っている全ての期間について請求した上で、お客様から時効の主張があった場合、消滅時効を一般の債権と同じ10年として取り扱ってきました。
- ・NHKでは、引き続き、お支払いが滞っている全ての期間について請求しますが、今後、お客様から時効の主張があった場合には、消滅時効を5年として取り扱います。